

令和 2 年 7 月

大 東 市 議 会

特 別 議 会 議 案

提 出

令和 2 年 7 月 2 8 日

印刷物番号

2 - 3 3

も く じ

議案第 8 3 号	令和 2 年度大東市一般会計補正予算（第 6 次）について-----	別冊
議案第 8 4 号	令和 2 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 1 次）につ いて-----	別冊
議案第 8 5 号	令和 2 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 （第 1 次）について-----	別冊
議案第 8 6 号	令和 2 年度大東市水道事業会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 8 7 号	財産の取得について-----	1
議案第 8 8 号	大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部 を改正する条例について-----	2

議案第 87 号

財産の取得について

G I G A スクール推進事業における大東市立小学校及び中学校の学習者用端末機器として、次の物品を取得する。

令和 2 年 7 月 2 8 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 学習者用コンピュータ |
| 2 取得する数量 | 9, 0 1 1 台 |
| 3 取得の価格 | 金 4 6 9, 8 3 3, 5 4 0 円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市淀川区宮原三丁目 4 番 3 0 号
S k y 株式会社
代表取締役 大浦 淳司 |

理 由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 7 号）第 3 条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が、2, 0 0 0 万円以上の動産の買入れに係るものであること。）に該当するため。

議案第 88 号

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例
について

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 7 月 28 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

令和 2 年 8 月 1 日から機構改革を実施することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例（平成6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第2項を削り、同条第3項第9号を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 経済の活性化に関すること。

第3条中第4項を第3項とし、同項に次の3号を加える。

(7) 行政改革及び行政経営に関すること。

(8) 新庁舎整備に関すること。

(9) 情報化に関すること。

第3条中第5項を第4項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。